

県産材型枠製造工場登録規程

社団法人高知県木材協会

(目的)

第1条 この規程は、社団法人高知県木材協会(以下「本会」という。)が高知県産木材(以下「県産材」という。)を使った木製型枠を製造する工場(以下「製造工場」という。)からの申請に基づき、その製品が県産材を使用し、適正な技術基準によって製造されていることを示す表示を製品に付することのできる製造工場を登録するための手続きを定めるものである。

(業務の区域)

第2条 本会が登録業務を行う区域は、高知県一円とする。

(県産材型枠)

第3条 この規程で県産材型枠とは、高知県内産材のスギ、ヒノキの間伐材等を板材に加工したものと栈木を組み合わせて作成したコンクリート構造物等に用いる型枠のことをいう。

(製造基準)

第4条 県産材型枠の製造に関する標準的な技術仕様は別に定める。

(登録工場)

第5条 製造工場は、技術仕様に基づき適正に製造された県産材型枠にその旨を表示する場合、本会に別紙様式1の登録申請書を提出し登録をしなければならない。

(登録及び通知)

第6条 本会は第5条の届出があった場合、審査のうえ適正であると認めた場合、別紙様式2の登録証明書を申請者に交付するものとする。
登録の有効期間は登録証明書の発行の日から2年間を経過した会計年度の末日までとする。

(登録の更新)

第7条 登録の更新をしようとするときは、有効期限の3ヶ月前までに、別紙様式1により申請するものとする。

(表示)

第8条 登録工場は、自社製品について別紙様式3のスタンプを使用することができるものとする。

(登録工場の責務)

第9条 登録工場は、次の責務を負うものとする。

- (1) 表示をした自社製品に問題があった場合は、自己の責任において処理するとともに、その内容を本会に報告しなければならない。
- (2) 登録申請書に記載した事項に変更があった場合は、別紙様式4により当該変更の内容、日時等を記載して本会に届け出なくてはならない。

(登録の取消し等)

第10条 本会は、次の事項に該当する場合は、登録を取消することができるものとする。

- (1) 登録工場の製品が県産材でないことが確実であると認められるとき。
- (2) 登録工場から、登録の取消し届けがあったとき。
- (3) 登録工場が県産材型枠の製造を廃止したとき。
- (4) 登録工場が第9条1項の問題が発生した場合、何ら処理を行わないとき。

(費用等の負担)

第11条 本会は、登録等にかかる経費について、登録工場から次の経費を申し受けるものとする。

- | | | |
|-------------|-------|---------|
| (1) 登録手数料 | 1件につき | 10,000円 |
| (2) スタンプ制作費 | 1台につき | 5,000円 |

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、本会において別に定める。

(付則)

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

別紙様式1

登録申請書

社団法人高知県木材協会
会長 様

名称 _____

所在地 _____

代表者 _____

県産材型枠製造工場登録規程第5条の規定に基づき、証票を表示することについて登録したいので、下記の通り申請します。

記

1. 製造工場の

所在地 _____

名称 _____

責任者の役職 _____

氏名 _____

電話 _____ FAX _____

2. 製材工場の場合

主たる原木の仕入先名 _____

製造のみ行う工場の場合

主たる製材品の仕入先名 _____

3. 県産材型枠の年間製造予定数量 _____ m²

登録証明書

下記工場については、県産材型枠製造工場登録
規程第5条の規定に基づき、登録したことを証し
ます。

平成 年 月 日

一般社団法人高知県木材協会

会長

記

登録番号

工場の名称

工場の所在地

登録の有効期限 平成 年 月 日

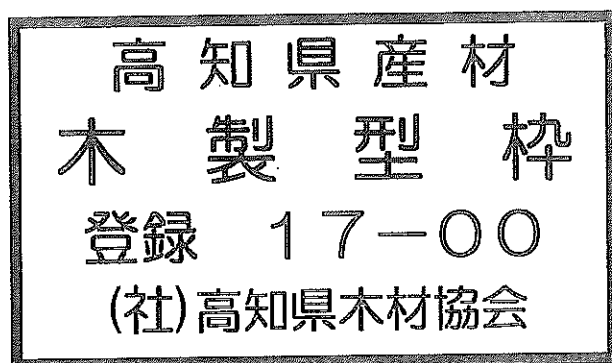
別記様式3

県産材型枠の表示の様式及び方法

県産材型枠登録規定第8条に定める表示の様式及び方法は次のとおりとする。

1. 様式

幅 50mm, 長さ 80mmの長辺形とし、下図印影のスタンプにより表示する。



2. 表示の方法は、型枠1枚につき栈木および板面にそれぞれ1箇所以上見やすい場所に表示することとする。